

審査基準及び標準処理期間

平成29年3月12日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第107条の7第3項
処分の概要	国外運転免許証の交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	<p>道路交通法 第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付)</p> <p>道路交通法施行規則 第37条の8(国外運転免許証の交付)、第37条の9(国外運転免許証交付申請書)、第37条の10(国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)</p>
審査基準	
標準処理期間	1日
申請先	<p>交通部門真運転免許試験場免許審査係</p> <p>交通部光明池運転免許試験場免許審査係</p>
問い合わせ先	<p>交通部門真運転免許試験場免許審査係(電話06-6908-9121 内線351)</p> <p>交通部光明池運転免許試験場免許審査係(電話0725-56-1881 内線351)</p>
備考	